



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年3月16日金曜日 第1844号

◇ 目次 ◇

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正..... 270

救急病院の協力申出..... 271

指定自立支援医療機関の指定..... 271

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）..... 274

土地改良区役員の就退任の届出（2件）..... 276

土地改良事業の工事完了の届出..... 277

市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 277

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧..... 277

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧..... 277

県営土地改良事業の換地処分..... 277

県営土地改良事業の工事の完了..... 277

飼料の試験結果の概要..... 277

浸水想定区域の指定（2件）..... 278

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（2件）..... 279

土砂災害警戒区域の指定..... 281

道路の供用開始（県道多喜浜泉川線）..... 281

道路の供用開始（県道三島川之江港線）..... 281

道路の区域変更（県道川之江大豊線）..... 282

道路の供用開始（一般国道440号外）..... 282

道路の区域変更（県道松山東部環状線）..... 282

道路の供用開始（ " ）..... 282

道路の区域変更（県道伊予松山港線）..... 283

道路の供用開始（ " ）..... 283

道路の区域変更（県道松山川内線）..... 283

道路の供用開始（ " ）..... 283

道路の供用開始（県道柳沢新谷停車場線）..... 284

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧..... 284

開発行為に関する工事の完了..... 284

公 告

せん孔業務の委託..... 284

選挙管理委員会告示

愛媛県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表..... 285

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第438号

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年3月愛媛県告示第701号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求を	口頭による開示請求を	口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求を	口頭による開示請求を
試験等の名称	開示する内容	することができる期間	することができる場所	試験等の名称	開示する内容	することができる期間	することができる場所
省略				省略			
ふぐ取扱者試験	省略			ふぐ取扱者試験	省略		
愛媛県立子ども療育センター臨時職員採用試験及び発達障害者支援センター臨時職員採用試験	得点及び順位	合格発表の日から1週間	保健福祉部生きがい推進局障害福祉課				
省略				省略			

○愛媛県告示第 439 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）
第 1 条第 1 項の規定による救急病院である。

平成19年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
循環器科林病院	新居浜市中西町 6 番46号	医療法人健生会	平成22年 3月4日 まで

○愛媛県告示第 440 号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第54条第 2 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成19年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
伊予病院	伊予市八倉906番地 5	医療法人財団尚温会伊予病院 理事長 吉田 三恵子	精神通院医療	平成19年 3月1日
宇和島市立吉田病院	宇和島市吉田町北小路甲217番地	宇和島市長 石橋 寛久	精神通院医療	平成19年 3月1日
新生クリニック	松山市御宝町138	向井 玲二	精神通院医療	平成19年 3月1日
西予市立野村病院	西予市野村町野村 9 号53番地	西予市長 三好 幹二	精神通院医療	平成19年 3月1日
松山ベテル病院	松山市祝谷六丁目1229番地	医療法人聖愛会 理事長 森 洋二	精神通院医療	平成19年 3月1日
石渡神経科	松山市湊町五丁目 2 番 2 伊予鉄西ビル 2 F	石渡 静一	精神通院医療	平成19年 3月1日
むかいだ小児科	伊予郡松前町恵久美792 - 1	医療法人むかいだ小児科 理事長 向田 隆通	精神通院医療	平成19年 3月1日
医療法人青峰会チヨダクリニック	八幡浜市川通り1455番地22	医療法人青峰会 理事長 上村 神一郎	精神通院医療	平成19年 3月1日
医療法人聖光会鷹の子病院	松山市鷹子町525番地 1	医療法人聖光会 理事長 貞本 昌規	精神通院医療	平成19年 3月1日
梶浦病院	松山市三番町四丁目 8 番地 1	梶浦 孝允	精神通院医療	平成19年 3月1日
市立宇和島病院	宇和島市御殿町 1 番 1 号	宇和島市長 石橋 寛久	精神通院医療	平成19年 3月1日
愛媛労災病院	新居浜市南小松原町13番27号	独立行政法人労働者健康福祉機構 理事長 伊藤 庄平	精神通院医療	平成19年 3月1日
ココ東野薬局	松山市東野二丁目甲101番地 9	株式会社ホームメディケア 代表取締役 中矢 孝志	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
彩生薬局	伊予郡砥部町麻生 5 番地 4	有限会社彩生薬局 代表取締役 織田 覚	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
みなら薬局	東温市横河原387番地41	株式会社えひめ薬局 代表取締役 森 雅明	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
有限会社ヒアサ薬局広紹寺店	今治市広紹寺町二丁目 3 - 1	有限会社ヒアサ薬局 代表取締役 日浅 良	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
葦陽生名薬局	越智郡上島町生名981	葦陽薬品株式会社 代表取締役 中島 康隆	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
丸益薬局	今治市吉海町八幡58 - 3	西部 徹二	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
チェリー薬局	新居浜市松神子三丁目 4 番43号	有限会社チェリー薬局 代表取締役 渡辺 慎一郎	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
チェリー薬局土橋店	新居浜市土橋一丁目 8 番20号	有限会社チェリー薬局 代表取締役 渡辺 慎一郎	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
コスモ調剤薬局	西条市丹原町今井276番地 4	有限会社アンフィニコスモ 代表取締役 木村 輝隆	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
コスモ調剤薬局松木店	今治市松木字五反地29番13	有限会社アンフィニコスモ 代表取締役 木村 輝隆	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日

松山調剤薬局築山店	松山市築山町7番10号	有限会社松山調剤専門薬局 代表取締役 鶴田 歩	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
こみなと薬局	伊予市米湊1359-3	渡邊 裕美子	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
マイ薬局	松山市喜与町一丁目3-1	有限会社マイン 代表取締役 今井 靖	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
マイ薬局東長戸店	松山市東長戸一丁目11-32	有限会社マイン 代表取締役 今井 靖	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
たけだ調剤薬局	西条市大町643番地乙エリービル1階	有限会社たけだ調剤薬局 代表取締役 武田 由美子	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
有限会社小笠原薬局	新居浜市北新町5-1	有限会社小笠原薬局 代表取締役 小笠原 茂	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
東調剤薬局	松山市松末二丁目19-40	有限会社東調剤薬局 代表取締役 山田 耕司	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
有限会社ひまわり薬局	宇和島市新町一丁目3番5号	有限会社ひまわり薬局 取締役 野本 壽	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
いちご薬局鶴亀	松山市千舟町六丁目4-1パークハイ ツ千舟1F	幡井 典子	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
日本調剤西予薬局	西予市野村町野村11-68-2	日本調剤株式会社 代表取締役社長 三津原 博	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
日本調剤壬生川薬局	西条市壬生川125番地	日本調剤株式会社 代表取締役社長 三津原 博	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
日本調剤南楽薬局	宇和島市津島町高田丙10-1	日本調剤株式会社 代表取締役社長 三津原 博	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
日本調剤松山南薬局	松山市朝生田町一丁目5-15プラザG & K1階	日本調剤株式会社 代表取締役社長 三津原 博	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
さくら薬局	松山市鷹子町494番地2	有限会社メディケイト 代表取締役 長富 啓子	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
さくら薬局中央店	松山市土橋町13番地2	有限会社メディケイト 代表取締役 長富 啓子	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
ほりばた薬局	松山市三番町七丁目13-13ミツネビル ディング105号	株式会社えひめ薬局 代表取締役 森 雅明	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
メディコ21たかのご調剤薬局	松山市鷹子町795番地2	株式会社メディコ・二十一 代表取締役 土居 浩治	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
メディコ21土居田駅前調剤薬局	松山市土居田町500番地	株式会社メディコ・二十一 代表取締役 土居 浩治	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
メディコ21東大洲調剤薬局	大洲市東大洲149-3	株式会社メディコ・二十一 代表取締役 土居 浩治	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
メディコ21薬局・和気店	松山市和気町一丁目637-1	株式会社メディコ・二十一 代表取締役 土居 浩治	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
メディコ21今治東調剤薬局	今治市東村五丁目甲376-10	株式会社メディコ・二十一 代表取締役 土居 浩治	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
メディコ21松山中央調剤薬局	松山市末広町11番17	株式会社メディコ・二十一 代表取締役 土居 浩治	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
メディコ21薬局・北条南店	松山市片山甲232番地8	株式会社メディコ・二十一 代表取締役 土居 浩治	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
メディコ21薬局・重信店	東温市野田三丁目1-13	株式会社メディコ・二十一 代表取締役 土居 浩治	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
メディコ21薬局・宇和店	西予市宇和町卯之町五丁目263-1	株式会社メディコ・二十一 代表取締役 土居 浩治	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
メディコ21薬局・れんげ店	西予市宇和町上松葉160番1	株式会社メディコ・二十一 代表取締役 土居 浩治	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
メディコ21薬局・松山店	松山市宮西一丁目2番1号	株式会社メディコ・二十一 代表取締役 土居 浩治	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
リボン薬局	松山市室町73-2	有限会社スクリプト 代表取締役 手島 美奈子	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
有限会社大津屋薬局	今治市本町三丁目1-14	有限会社大津屋薬局 取締役 戸井 光彦	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日

西山薬局	今治市本町5 - 6 - 5	西山 敦志	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
みかん薬局	松山市山西町152 - 18	有限会社みかん薬局 代表取締役 善家 直樹	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
フクダ薬局壬生川店	西条市壬生川123番2	有限会社フクダ薬局 代表取締役 福田 啓子	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
中秋薬局	新居浜市中秋町2番1号	株式会社アガスト 代表取締役 菅 將史	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
有限会社やなぎ堂薬局柳井町店	松山市柳井町一丁目2 - 10	有限会社やなぎ堂薬局 代表取締役 神野 泰朗	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
アイリス薬局三津店	松山市若葉町7 - 22	有限会社エヌ・エスコポレーション 代表取締役 野尻 公三	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
アイリス薬局祝谷店	松山市祝谷二丁目12番32号	有限会社エヌ・エスコポレーション 代表取締役 野尻 公三	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
第一薬局	四国中央市川之江町1639	薦田 雄作	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
漢方薬局吉井伸光堂	松山市勝山町二丁目9 - 9伸光堂ビル 1階	吉井 伸之	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
ベル薬局いよ松前店	伊予郡松前町筒井1593番地3	有限会社ベル薬局 代表取締役 中矢 順啓	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
杖の淵調剤薬局	松山市高井町1209番3	有限会社クリフ 代表取締役 奥田 三郎	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
おだ調剤薬局	喜多郡内子町小田126番	有限会社クリフ 代表取締役 奥田 三郎	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
ソフィー薬局	八幡浜市384番地	有限会社せいどう 代表取締役 井上 正廣	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
有限会社ロンドン薬局	西条市本町1	有限会社ロンドン薬局 代表取締役 村瀬 猛	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
カナダイ薬局	今治市大三島町宮浦5714番地の3	有限会社カナダイ 代表取締役 菅 輝代	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
有限会社愛生堂薬局	新居浜市菊本町1 - 2 - 22	有限会社愛生堂薬局 代表取締役 藤田 裕	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
わたなべ薬局	八幡浜市1163 - 1	渡邊 龍次	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
渡邊薬局保内店	八幡浜市保内町宮内1 - 342 - 1	渡邊 龍次	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
えひめ調剤薬局	松山市未広町11-11光玉ビル1F	有限会社ひめやく 代表取締役 山内 通子	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
辻町薬局	松山市北条辻1376	株式会社アガスト 代表取締役 菅 將史	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
石井薬局	松山市東石井六丁目2 - 1	株式会社アガスト 代表取締役 菅 將史	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
えばら薬局	松山市小村町75番地7	有限会社マイティ 代表取締役 立田 安徳	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
岩城薬局	越智郡上島町岩城1882	宮本 勝巳	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
矢野調剤薬局	今治市桜井二丁目6 - 23	有限会社矢野薬局 代表取締役 矢野 智之	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
平野栞志薬局	今治市喜田村六丁目5 - 14	株式会社平野 代表取締役 平野 啓三	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
平野八町薬局	今治市八町東二丁目4 - 39	株式会社平野 代表取締役 平野 啓三	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
平野グリーン薬局	今治市桜井四丁目12 - 27	株式会社平野 代表取締役 平野 啓三	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
平野調剤薬局	今治市北宝来町二丁目4 - 3	株式会社平野 代表取締役 平野 啓三	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
平野あさくら薬局	今治市朝倉下甲452 - 3	株式会社平野 代表取締役 平野 啓三	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日

平野屋薬局	今治市北宝来町二丁目 2 - 22	株式会社平野 代表取締役 平野 啓三	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
平野ときわ薬局	今治市中日吉町二丁目 7 - 48	株式会社平野 代表取締役 平野 啓三	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
同仁堂漢方薬局	松山市築山町 8 番19号	石藏 正男	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
ファミリー薬局土居店	四国中央市土居町蕪崎303 - 3	有限会社ファミリー薬局 代表取締役 兒玉 健	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
エムアイ薬局	松山市河野中須賀285 - 15	有限会社アゴラ 代表取締役 家串 稔	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
トマト薬局北梅本店	松山市北梅本町3302 - 4	株式会社トマト 代表取締役 菊田 基	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
トマト薬局伊予店	伊予市米湊791 - 2	株式会社トマト 代表取締役 菊田 基	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
みどり薬局保免店	松山市保免中三丁目 8 - 24	株式会社トマト 代表取締役 菊田 基	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
トマト薬局西垣生店	松山市西垣生町771番地11	株式会社トマト 代表取締役 菊田 基	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
イナイ薬局	新居浜市新田町二丁目 2 - 11	株式会社アガスト 代表取締役 菅 將史	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
芝薬局	松山市築山町 6 - 1	芝 憲子	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
しんぎ薬局	四国中央市土居町中村1121 - 5	合名会社信義洋行薬館 代表社員 越智 恭子	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
マルニ薬局南高井店	松山市南高井町729 - 11	マルニ調剤薬局有限公司 代表取締役 西岡 浩三	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
マルニ薬局川内店	東温市北方甲2881 - 5	マルニ調剤薬局有限公司 代表取締役 西岡 浩三	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
さくら薬局土居店	四国中央市土居町中村1254 - 1	有限会社蝶野 代表取締役 蝶野 基晴	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
守谷薬局	西条市朔日市799番地の 1	有限会社クオレ調剤 代表取締役 守谷 有人	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
さかく調剤薬局	八幡浜市向灘字高城229 - 40	株式会社日本サンメディックス 代表取締役 中村 皓一	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
キクワ薬局	新居浜市田の上四丁目 3 - 54	岩崎 堯乃	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
オール調剤薬局	松山市中須賀一丁目 1 - 22	有限会社オール調剤薬局 代表取締役 村上 敏彦	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
リブラ薬局	西条市小松町新屋敷甲209 - 6	有限会社リブラ 取締役 玉井 重行	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
ニック調剤薬局	松山市高岡町622番地12	有限会社ヒロキ 代表取締役 小野 裕樹	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日
有限会社芳村薬局星ヶ岡店	松山市星岡五丁目 4 番 7 号	有限会社芳村薬局 代表取締役 芳村 訓	精神通院医療 (薬局)	平成19年 3月1日

○愛媛県告示第 441 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ダイキ東予店	西条市北条1594外	大規模小売店舗の名称	ディック東予店	ダイキ東予店	平成18年 11月22日	平成19年 2月26日

	大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 山下 雄輔	ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎	平成18年 11月22日	平成19年 2月26日
--	--	---------------------------	---------------------------	-----------------	----------------

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労働課並びに西条市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第442号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労働課並びに西条市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成19年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
ダイキ東予店	西条市北条1594外	駐車場の位置及び収容台数	136台	111台	平成19年 10月25日	平成19年 2月26日
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	4箇所	2箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労働課並びに西条市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第443号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工労働課並びに宇和島市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成19年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フジグラン北宇和島別棟	宇和島市伊吹町字上井関甲1517-1	大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年 9月1日	平成19年 3月2日
			株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄	平成18年 7月24日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フォードフジ 代表取締役 吉政 紀昭	株式会社フォードフジ 代表取締役 築山 茂人	平成17年 5月12日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに宇和島市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第444号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市西長戸町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成19年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	田所 茂	松山市西長戸町878

〃	増田 崇 泰	西予市明浜町高山甲1488番地
〃	桐山 壽 男	西予市明浜町高山甲3560番地
〃	松本 繁 二	西予市明浜町高山甲1396番地
〃	松島 義 幸	西予市明浜町宮野浦甲1475番地第4
〃	魚田 庄次郎	西予市明浜町宮野浦甲1046番地
〃	平野 武 男	西予市明浜町田之浜甲516番地
〃	中山 源 綱	西予市明浜町田之浜甲786番地
監事	坂本 甚 松	西予市明浜町宮野浦甲334番地
〃	上田 数 富	西予市明浜町狩浜 2 番耕地2075番地
〃	有田 勇	西予市明浜町田之浜甲786番地

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	上甲 榮 洋	西予市明浜町依津 3 番耕地38番地
〃	酒井 宇之吉	西予市明浜町依津 3 番耕地62番地
〃	佐藤 盛 義	西予市明浜町依津 2 番耕地481番地
〃	三浦 要 作	西予市明浜町依津 2 番耕地552番地
〃	佐藤 勇	西予市明浜町依津 4 番耕地342番地 1
〃	清水 利 明	西予市明浜町渡江123番地 1
〃	酒井 茂	西予市明浜町渡江190番地
〃	小玉 岩 康	西予市明浜町狩浜1459番地 2
〃	上田 数 富	西予市明浜町狩浜 2 番耕地2075番地
〃	亀井 秀 男	西予市明浜町狩浜 3 番耕地195番地 1
〃	増田 崇 泰	西予市明浜町高山甲1488番地
〃	桐山 壽 男	西予市明浜町高山甲3560番地
〃	松本 繁 二	西予市明浜町高山甲1396番地
〃	松島 義 幸	西予市明浜町宮野浦甲1475番地第4
〃	魚田 庄次郎	西予市明浜町宮野浦甲1046番地
〃	平野 武 男	西予市明浜町田之浜甲516番地
〃	中山 源 綱	西予市明浜町田之浜甲786番地
監事	坂本 甚 松	西予市明浜町宮野浦甲334番地
〃	斉藤 達 文	西予市明浜町狩浜 3 番耕地1405番地

○愛媛県告示第445号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西予市明浜町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	上甲 榮 洋	西予市明浜町依津 3 番耕地38番地
〃	酒井 宇之吉	西予市明浜町依津 3 番耕地62番地
〃	佐藤 盛 義	西予市明浜町依津 2 番耕地481番地
〃	三浦 要 作	西予市明浜町依津 2 番耕地552番地
〃	佐藤 勇	西予市明浜町依津 4 番耕地342番地 1
〃	安藤 芳 夫	西予市明浜町依津 3 番耕地353番地第1
〃	清水 利 明	西予市明浜町渡江123番地 1
〃	宇都宮 俊 文	西予市明浜町狩浜 1 番耕地208番地
〃	斉藤 達 文	西予市明浜町狩浜 3 番耕地1405番地
〃	亀井 秀 男	西予市明浜町狩浜 3 番耕地195番地 1

宇都宮 誠	西予市明浜町高山甲1453番地
-------	-----------------

○愛媛県告示第 446 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成19年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用道路整備事業	大井地区	平成18年11月27日
暗渠排水事業	大井地区	平成18年11月27日

○愛媛県告示第 447 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・法花寺地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 校の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・法花寺地区）計画書の写し
- (2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成19年 3月19日から 4月16日まで

3 縦覧場所

今治市役所朝倉支所

○愛媛県告示第 448 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、西条市小松町妙口及び北川地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・修理谷地区）計画書の

○愛媛県告示第 452 号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第56条第 1 項及び第 2 項の規定により平成19年 1月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成19年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

2 栄養成分に関する検査

写し

2 縦覧期間

平成19年 3月19日から 4月16日まで

3 縦覧場所

西条市役所小松総合支所

○愛媛県告示第 449 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条の 3 第 1 項の規定により、伊予市上野地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・長尾上地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成19年 3月19日から 4月16日まで

3 縦覧場所

伊予市役所

○愛媛県告示第 450 号

平成19年 2月28日県営中山間地域総合整備事業いよ高縄 2 期地区（西山工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成19年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 451 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成19年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	大洲喜多地区	平成18年12月21日
ため池等整備事業	大洲喜多地区	平成19年 1月20日

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試 験 結 果 の 概 要														備考
				粗たん 白質	粗脂 肪	カル シウ ム	りん	粗織 維	粗灰 分	揮 発 性 基 窒 素	水 溶 性 窒 素	ペ ン 消 化 率	消 化 粗 たん 白 質	消 化 養 分 量	代 謝 エ ル ギ ー	そ の 他 の 検 査		
西日本飼料株式会社 岡山県倉敷市水島 海岸通三丁目6番 地3	愛媛県酪農業協同 組合連合会南予指 導事務所 愛媛県大洲市若宮 1430の1	えひめクイーン	18 ・ 12	17.4	2.6	1.14	0.56	5.1	6.1	-	-	-	-	-	-	-	-	
ジェイエイ四国く みあい飼料株式会 社坂出工場 香川県坂出市築港 町二丁目8番1号	西宇和農業協同組 合経済センター 愛媛県八幡浜市保 内町宮内2番耕地 91番地1	くみあい配合飼 料酪農てまいら ず	18 ・ 12	16.9	2.8	0.81	0.46	8.3	5.9	-	-	-	-	-	-	-	-	
ジェイエイ四国く みあい飼料株式会 社宇和島工場 愛媛県宇和島市坂 下津字向山381番 地	同左	くみあい配合飼 料四国トラスト 17	19 ・ 1	18.0	5.8	4.06	0.48	2.5	14.0	-	-	-	-	-	-	-	-	
ジェイエイ四国く みあい飼料株式会 社宇和島工場 愛媛県宇和島市坂 下津字向山381番 地	同左	くみあい配合飼 料マタニティ72 Mプラス	19 ・ 1	14.8	2.9	0.90	0.61	3.4	5.7	-	-	-	-	-	-	-	-	
ジェイエイ四国く みあい飼料株式会 社宇和島工場 愛媛県宇和島市坂 下津字向山381番 地	同左	くみあい配合飼 料Eプロイラー 仕上18	19 ・ 1	19.6	7.4	0.82	0.57	2.3	4.8	-	-	-	-	-	-	-	-	
中部飼料株式会社 岡山工場 岡山県倉敷市玉島 乙島49番地の11	合資会社新津商店 愛媛県宇和島市坂 下津407番地52	マル中印若令牛 育成用配合飼料 グロアー	18 ・ 12	14.0	2.7	0.72	0.48	7.5	5.5	-	-	-	-	-	-	-	-	
ジェイエイ四国く みあい飼料株式会 社坂出工場 香川県坂出市築港 町二丁目8番1号	今治立花農業協同 組合郷支所 愛媛県今治市郷六 ヶ内町二丁目3- 10	くみあい配合飼 料成鶏用スター レイヤー17	18 ・ 12	17.7	4.2	3.43	0.49	2.4	11.7	-	-	-	-	-	-	-	-	
ジェイエイ四国く みあい飼料株式会 社坂出工場 香川県坂出市築港 町二丁目8番1号	えひめ中央農業協 同組合立岩支所 愛媛県松山市猿川 甲727番地1	くみあい配合飼 料伊予和牛後期	19 ・ 1	12.4	2.8	0.22	0.50	4.0	3.1	-	-	-	-	-	-	-	-	
中部飼料株式会社 本社工場 愛知県知多市北浜 町14番地6	マルノー物産株式 会社 愛媛県西条市ひう ち6番地の19	マル中印ほ乳期 子豚育成用配合 飼料ウィナーII	18 ・ 12	21.7	6.0	0.78	0.60	0.5	5.6	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 飼料の名称の欄中「規」は、法第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規格適合表示飼料であることを示す。

2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。

3 違反の内容の欄は、表示成分量に対して過不足があった場合の当該過不足の量等を示す。

○愛媛県告示第453号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川加茂川水系加茂川に係る浸水想定区域を指定し、当該区域及

び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び西条地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

平成19年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 454 号

水防法（昭和24年法律第 193 号）第14条第 1 項の規定により、二級河川蒼社川水系蒼社川に係る浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第 3 項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第 2 条第 1 項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び今治地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

平成19年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 455 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成19年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
豊岡 (484 - I - 2774 (1))	北宇和郡松野町豊岡 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	豊岡 (484 - I - 2774 (1))	北宇和郡松野町豊岡 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中葛川 (484 - 151 3)	北宇和郡松野町吉野 (次の図のとおり)	土石流	中葛川 (484 - 151 3)	北宇和郡松野町吉野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上洗場川 (484 - 151 6)	北宇和郡松野町富岡 (次の図のとおり)	土石流	上洗場川 (484 - 151 6)	北宇和郡松野町富岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
庵ヶ谷川 (484 - 151 9)	北宇和郡松野町豊岡 (次の図のとおり)	土石流	庵ヶ谷川 (484 - 151 9)	北宇和郡松野町豊岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西寺山川 (484 - 152 1)	北宇和郡松野町豊岡 (次の図のとおり)	土石流	西寺山川 (484 - 152 1)	北宇和郡松野町豊岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺山川 (484 - 152 2)	北宇和郡松野町豊岡 (次の図のとおり)	土石流	寺山川 (484 - 152 2)	北宇和郡松野町豊岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
スナダ川 (484 - 1523 - 1)	北宇和郡松野町豊岡 (次の図のとおり)	土石流	スナダ川 (484 - 1523 - 1)	北宇和郡松野町豊岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

小スナダ川 (484 - 152 4)	北宇和郡松野町豊岡 (次の図のとおり)	土石流	小スナダ川 (484 - 152 4)	北宇和郡松野町豊岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
源治ヶ谷川 (484 - 152 5)	北宇和郡松野町豊岡 (次の図のとおり)	土石流	源治ヶ谷川 (484 - 152 5)	北宇和郡松野町豊岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南古井谷川 (484 - 152 6)	北宇和郡松野町延野々 (次の図のとおり)	土石流	南古井谷川 (484 - 152 6)	北宇和郡松野町延野々 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
鳥居駄場川 (484 - 152 8)	北宇和郡松野町吉野 (次の図のとおり)	土石流	鳥居駄場川 (484 - 152 8)	北宇和郡松野町吉野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
林山川 (484 - 229 7)	北宇和郡松野町豊岡 (次の図のとおり)	土石流	林山川 (484 - 229 7)	北宇和郡松野町豊岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、宇和島地方局建設部及び松野町に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 456 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成19年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中組 (483 - I - 2284 (1))	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中組 (483 - I - 2284 (1))	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
稲屋 (483 - I - 2622 (1))	北宇和郡鬼北町大字大宿 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	稲屋 (483 - I - 2622 (1))	北宇和郡鬼北町大字大宿 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上組 (483 - I - 2624 (1))	北宇和郡鬼北町大字下川上 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	上組 (483 - I - 2624 (1))	北宇和郡鬼北町大字下川上 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小松 B (483 - I - 2765 (1))	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	小松 B (483 - I - 2765 (1))	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

小松3-5 (483-II-001(2))	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	小松3-5 (483-II-001(2))	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	奥大神川 (483-1451-1)	北宇和郡鬼北町大字生田 (次の図のとおり)	土石流	奥大神川 (483-1451-1)	北宇和郡鬼北町大字生田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上川10-7 (483-II-048(1))	北宇和郡鬼北町大字上川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	上川10-7 (483-II-048(1))	北宇和郡鬼北町大字上川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	奥大神川 (483-1451-2)	北宇和郡鬼北町大字生田 (次の図のとおり)	土石流	奥大神川 (483-1451-2)	北宇和郡鬼北町大字生田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
国遠13-5 (483-II-059(1))	北宇和郡鬼北町大字国遠 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	国遠13-5 (483-II-059(1))	北宇和郡鬼北町大字国遠 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	奥大神川 (483-1451-3)	北宇和郡鬼北町大字生田 (次の図のとおり)	土石流	奥大神川 (483-1451-3)	北宇和郡鬼北町大字生田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北川18-11 (483-II-077(1))	北宇和郡鬼北町大字北川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	北川18-11 (483-II-077(1))	北宇和郡鬼北町大字北川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	奥大神川 (483-1451-4)	北宇和郡鬼北町大字生田・清水 (次の図のとおり)	土石流	奥大神川 (483-1451-4)	北宇和郡鬼北町大字生田・清水 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
畔屋8-5 (483-II-084(1))	北宇和郡鬼北町大字畔屋 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	畔屋8-5 (483-II-084(1))	北宇和郡鬼北町大字畔屋 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	石神谷川 (483-1452-2)	北宇和郡鬼北町大字生田・清水 (次の図のとおり)	土石流	石神谷川 (483-1452-2)	北宇和郡鬼北町大字生田・清水 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
平井組川 (483-1426)	北宇和郡鬼北町大字内深田 (次の図のとおり)	土石流	平井組川 (483-1426)	北宇和郡鬼北町大字内深田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	石神谷川 (483-1452-3)	北宇和郡鬼北町大字生田・清水 (次の図のとおり)	土石流	石神谷川 (483-1452-3)	北宇和郡鬼北町大字生田・清水 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
油谷川 (483-1431)	北宇和郡鬼北町大字出目 (次の図のとおり)	土石流	油谷川 (483-1431)	北宇和郡鬼北町大字出目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	奥の山川 (483-1453)	北宇和郡鬼北町大字生田・清水 (次の図のとおり)	土石流	奥の山川 (483-1453)	北宇和郡鬼北町大字生田・清水 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東大平川 (483-1439)	北宇和郡鬼北町大字畔屋 (次の図のとおり)	土石流	東大平川 (483-1439)	北宇和郡鬼北町大字畔屋 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	東清水下組川 (483-1455)	北宇和郡鬼北町大字清水 (次の図のとおり)	土石流	東清水下組川 (483-1455)	北宇和郡鬼北町大字清水 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下大平川 (483-1440)	北宇和郡鬼北町大字畔屋 (次の図のとおり)	土石流	下大平川 (483-1440)	北宇和郡鬼北町大字畔屋 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	東小松川 (483-1473)	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	土石流	東小松川 (483-1473)	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
道ガ谷川 (483-1441)	北宇和郡鬼北町大字清水 (次の図のとおり)	土石流	道ガ谷川 (483-1441)	北宇和郡鬼北町大字清水 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	北小松川 (483-1474)	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	土石流	北小松川 (483-1474)	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南久甲川 (483-1443)	北宇和郡鬼北町大字生田 (次の図のとおり)	土石流	南久甲川 (483-1443)	北宇和郡鬼北町大字生田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	ホツチ川 (483-1480)	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	ホツチ川 (483-1480)	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
久甲川 (483-1450)	北宇和郡鬼北町大字生田 (次の図のとおり)	土石流	久甲川 (483-1450)	北宇和郡鬼北町大字生田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	小越川 (483-1481)	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	小越川 (483-1481)	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

西野地川 (483-1482)	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	西野地川 (483-1482)	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
延川川 (483-1487)	北宇和郡鬼北町大字延川 (次の図のとおり)	土石流	延川川 (483-1487)	北宇和郡鬼北町大字延川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南中組川 (483-1493)	北宇和郡鬼北町大字広見 (次の図のとおり)	土石流	南中組川 (483-1493)	北宇和郡鬼北町大字広見 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上谷川 (483-1495)	北宇和郡鬼北町大字小倉 (次の図のとおり)	土石流	上谷川 (483-1495)	北宇和郡鬼北町大字小倉 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東寺谷川 (483-1499)	北宇和郡鬼北町大字上川 (次の図のとおり)	土石流	東寺谷川 (483-1499)	北宇和郡鬼北町大字上川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
興中川 (483-1503)	北宇和郡鬼北町大字興野々 (次の図のとおり)	土石流	興中川 (483-1503)	北宇和郡鬼北町大字興野々 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上東組川 (483-1504)	北宇和郡鬼北町大字興野々 (次の図のとおり)	土石流	上東組川 (483-1504)	北宇和郡鬼北町大字興野々 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
スタニ川 (483-2207)	北宇和郡鬼北町大字生田 (次の図のとおり)	土石流	スタニ川 (483-2207)	北宇和郡鬼北町大字生田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、宇和島地方局建設部及び鬼北町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第457号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成19年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
石神谷川 (483-1452-1)	北宇和郡鬼北町大字生田・清水 (次の図のとおり)	土石流
畦川 (483-1490)	北宇和郡鬼北町大字広見 (次の図のとおり)	土石流
下組川 (483-1494)	北宇和郡鬼北町大字広見 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、宇和島地方局建設部及び鬼北町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第458号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	多喜浜泉川線	新居浜市庄内町六丁目375番14から 同市庄内町六丁目335番3地先まで	平成19年 3月16日

○愛媛県告示第459号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	三島川之江港線	四国中央市妻鳥町字穴後110番9から 同市妻鳥町字庄境352番10まで	平成19年3月26日

○愛媛県告示第460号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成19年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	川の江大豊線	四国中央市新宮町馬立3565番から 同市新宮町馬立3584番まで	旧	メートル 4.6～16.1	キロメートル 0.185	
			新	4.6～46.9 16.3～46.9	0.185 0.176	

○愛媛県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成19年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字古味3302番から 同字5513番まで	平成19年3月16日
県道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字古味3302番から 同字5513番まで	〃

○愛媛県告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成19年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	松山東部環状線	松山市畑寺二丁目6番4地先から 同市畑寺二丁目1104番まで	旧	メートル 6.5～10.0	キロメートル 0.144	
			新	10.5～42.0	0.144	

○愛媛県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成19年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	松山東部環状線	松山市畑寺二丁目6番4地先から 同市畑寺二丁目1104番まで	平成19年3月16日

○愛媛県告示第464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	伊予松山港線	松山市南吉田町1691番3から 同町2842番1地先まで	旧	メートル 7.5～11.0	キロメートル 0.063	
			新	9.5～12.0	0.063	

○愛媛県告示第465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	伊予松山港線	松山市南吉田町1691番3から 同町2842番1地先まで	平成19年3月16日

○愛媛県告示第466号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	松山川内線	東温市西岡甲142番1から 同市志津川甲1499番4まで	旧	メートル 7.6～13.8	キロメートル 0.329	
			新	11.6～14.8	0.329	

○愛媛県告示第467号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	松山川内線	東温市西岡甲142番1から 同市志津川甲1499番4まで	平成19年3月16日

○愛媛県告示第 468 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成19年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市柳沢甲1521番 2 から 同市柳沢甲1557番 3 まで	平成19年 3月16日

○愛媛県告示第 469 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、松山広域都市計画臨港地区の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧

に供する。

平成19年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 470 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成19年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
18宇局愛（開）第 2 号 平成19年 3月 2 日	南宇和郡愛南町城辺甲2455番地、甲2458番地、甲2482番 1、甲2483番 1 及 び甲2484番 1	新潟県新潟市清水4501 - 1 株式会社コメリ 代表取締役社長 捧 雄一郎

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
平成19年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
せん孔業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量
ア 愛媛県庁の庁舎内で行う電子計算機への入力のためのせん孔業務及びこれに付随する業務 一式
イ 愛媛県庁の庁舎外で行う電子計算機への入力のためのせん孔業務及びこれに付随する業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書による。
- (4) 委託期間
平成19年 4月 1 日から平成20年 3月31日まで
- (5) 委託業務にかかる成果品の納入場所
愛媛県庁
- (6) 入札方法
(2)に掲げる業務ごとにそれぞれ入札に付する。
なお、入札金額は、処理する英数字又は片仮名文字 1 字当たりの単価を記載し、当該単価には、消費税及び地方消費税に相当する額を含まないものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度のせん孔業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に納入し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県企画情報部管理局情報政策課管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 (089)941 2111 内線3356
- (2) 入札書の受領期限
平成19年 3月29日（木）午後 2 時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成19年 3月29日（木）午後 2 時
愛媛県企画情報部管理局情報政策課システム設計室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 135 条から第 137 条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、委託業務を履行できることを証明する書類を提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の

- 制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
 - (7) その他
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
 - a) Punch service of computer data and other related services performed within Ehime Prefectural Government , 1 set
 - b) Punch service of computer data and other related services performed at private companies for the Ehime Prefectural Government , 1 set
 - (2) Time limit of tender: 2:00 p.m . , 29 March 2007
 - (3) For further information , please contact: Management Section , Information Policy Division , Administrative Subdepartment , Planning and Information Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 941 2111 Ext 3356

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第31号

平成19年 1月21日執行の愛媛県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。
平成19年 3月16日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年 1月21日執行
愛媛県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
32,692,800円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	加戸守行	所属党派	無所属	期間 平成19年2月1日から 平成19年2月28日まで
出納責任者氏名	柳澤正三			第2回分
収入				支出
				交通費 49,064円
今回計	0円			今回計 49,064
前回計	10,000,000			前回計 8,896,172
総計	10,000,000			総計 8,945,236
報告書受理年月日	平成19年3月6日			第2回報告分